

# 平成 30 年度第 12 回阿波おどり実行委員会

## 会議次第

平成 31 年 2 月 5 日 (火) 午後 4 時～  
徳島市役所 13 階 第一研修室

1 開 会

2 議 題

- (1) 阿波おどり実行委員会の再編について
- (2) 阿波おどり事業検証有識者会議からの提言内容を踏まえた対応について

3 閉 会

### [別添資料]

資料 1 阿波おどり実行委員会の再編について

資料 2 阿波おどり実行委員会会則 (改正後 (案))

資料 3 阿波おどり運営協議会会則 (改正後 (案))

資料 4 阿波おどり実行委員会事務局規程

資料 5 阿波おどり事業検証結果についての提言内容と対応方針 (案)



## 阿波おどり実行委員会の再編について

## 1 委員名簿

## (1) 現在

所 属	氏 名 等
徳島市	市長 遠藤 彰良
徳島県商工会議所連合会	会長 中村 太一
徳島県商工会連合会	会長 岡本 富治
一般社団法人日本旅行業協会	委員長 濱口 剛
中四国支部徳島地区委員会	
一般社団法人徳島青年会議所	理事長 藤川 修誌
一般社団法人徳島市国際交流協会	会長 森住 博
徳島県中小企業団体中央会	副会長 粟飯原 一平
一般社団法人徳島新聞社	理事社長 米田 豊彦

注) 名簿順

## (2) 改正 (案)

所 属	氏 名 等
徳島県中小企業団体中央会	副会長 粟飯原 一平
徳島商工会議所	専務理事 小笠 恭彦
徳島県商工会連合会	専務理事 玉田 直彦
徳島市	第一副市長 平山 元
一般社団法人徳島青年会議所	前理事長 藤川 修誌
松原法律事務所	弁護士 松原 健士郎
一般社団法人徳島市国際交流協会	会長 森住 博

注) 氏名の五十音順

## 2 会則の改正

委員長の変更に伴い、関係条項を次のとおり改正する。

### (1) 阿波おどり実行委員会会則

条項	現在	改正（案）
第3条	実行委員会は、 <u>徳島市長</u> （以下「市長」という。）及び次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 経済団体等から選出された者 (2) 前号に掲げる者のほか、実行委員会が必要と認める者	実行委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 <u>(1) 徳島市から選出された者</u> (2) 経済団体等から選出された者 (3) 前号に掲げる者のほか、実行委員会が必要と認める者
第4条 2	委員長は、 <u>市長をもって充てる。</u>	委員長は、 <u>委員の中から互選によつて定める。</u>

### (2) 阿波おどり運営協議会会則

条項	現在	改正（案）
第4条	運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 阿波おどり関係団体から選出された者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 学識経験者 (4) 前3号に掲げる者のほか、 <u>市長</u> が必要と認める者	運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 阿波おどり関係団体から選出された者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 学識経験者 (4) 前3号に掲げる者のほか、 <u>実行委員会</u> が必要と認める者

## 阿波おどり実行委員会会則（改正後（案））

## （名 称）

第1条 本会は、阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

## （目 的）

第2条 実行委員会は、阿波おどり事業を主催し、開催に関して必要な計画の策定と運営の検討を行うとともに、開催について審議し決定することにより、事業を実施することを目的とする。

## （組 織）

第3条 実行委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 徳島市から選出された者
- (2) 経済団体等から選出された者
- (3) 前号に掲げる者のほか、実行委員会が必要と認める者

2 委員は、無報酬とする。

## （役 員）

第4条 実行委員会には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

2 委員長は、委員の中から互選によって定める。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 監事は、委員長が選任する。ただし、委員と兼ねることはできない。

## （役員の職務）

第5条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

## （任 期）

第6条 委員及び役員の任期は、選任等の日からとする。

2 前項の規定に関わらず、第3条第1項第1号に該当する者として選任等された委員が、その任期中に関係団体又は行政機関の役職を辞する場合の委員及び役員の任期の末日は、当該役職を辞する日とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

## （会 議）

第7条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、会議を招集する必要がないと認める事項については、委員に持ち回り回議し、会

議にかえることができる。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、委員長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議へ出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議決事項)

第8条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 阿波おどりの準備、運営等に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他阿波おどりの開催に係る重要な事項

(委員長の専決処分)

第9条 委員長は、緊急を要する場合で会議を招集する暇がないと認めるときは、その議決すべき事項について専決処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を徳島市経済部内に置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(運営協議会)

第11条 実行委員会に対し、阿波おどりに関して幅広い意見を述べるとともに、支援・協力する組織として、実行委員会内に阿波おどり運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

- 2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経 費)

第12条 実行委員会の経費は、補助金、入場料、広告、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 平成 30 年度の会計年度の開始日は、第 13 条の規定に関わらず、前項の施行期日とする。

附 則

この会則は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 31 年 月 日から施行する。



## 阿波おどり運営協議会会則（改正後（案））

## （名 称）

第1条 本会は、阿波おどり運営協議会（以下「運営協議会」という。）と称する。

## （目 的）

第2条 運営協議会は、阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、阿波おどりの開催に向けて円滑に事業が遂行できるよう、幅広い意見を述べるとともに支援・協力することにより、阿波おどりの経済波及効果の拡大や観光資源としてのさらなる活用を進めることを目的とする。

## （所掌事務）

第3条 運営協議会は、第2条の目的を達成するため、阿波おどりに関連する事項について審議し、意見を述べるものとする。

## （組 織）

第4条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 阿波おどり関係団体から選出された者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、実行委員会が必要と認める者

2 委員は、無報酬とする。

## （役 員）

第5条 運営協議会には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、徳島市理事をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

## （役員の職務）

第6条 会長は、運営協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代理する。

## （任 期）

第7条 委員の任期は、選任の日から運営協議会の解散の日までの期間のうち、当該関係機関等において就いていた職にある期間とする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

## （会 議）

第8条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、緊急を要する事項又は会長が会議を招集する必要がないと認める事項については、

- 委員に持ち回り回議し、会議にかえることができる。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
  - 3 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、会長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
  - 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第9条 運営協議会の事務を処理するため、事務局を徳島市経済部内に置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補 足)

第10条 この会則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年 月 日から施行する。

## 阿波おどり実行委員会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）会則第10条第2項の規定に基づき、阿波おどり実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事務)

第2条 事務局は、実行委員会に関する次に掲げる事務を処理する。

- (1) 実行委員会の会議に関すること。
- (2) 実行委員会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 実行委員会の庶務に関すること。
- (4) 実行委員会の事業に対する補助や助成等についての申請及び受領並びにその他の手続を行うこと。
- (5) 実行委員会の広報及び広聴に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に関すること。

### (組織)

第3条 事務局の組織は、次の表のとおりとする。

事務局の組織			
事務局長	事務局次長	主幹	事務局員

### (職員及び職務)

第4条 事務局に次の表に掲げる職員（以下「職員」という。）を置き、その職務は、それぞれの同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
事務局長	委員長の命を受け、事務局の事務を統括する。
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
主幹	事務局長及び事務局次長の職務を補佐する。
事務局員	上司の命を受け、担当事務に従事する。

- 2 事務局長は、徳島市経済部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、徳島市経済部観光課長をもって充てる。
- 4 主幹は、徳島市経済部観光課長補佐をもって充てる。
- 5 事務局員は、第3項及び前項の職に充てられた職員を除く徳島市経済部観光課職員（臨時職員・嘱託職員を含む。）をもって充てる。

### (事務処理)

第5条 実行委員会の事務は、委員長の決裁を経て施行しなければならない。ただし、委員長に代わり事務局長及び事務局次長により決裁されるもの（以下「専決事項」という。）については、この限りではない。

（専決事項）

第6条 事務局長及び事務局次長の専決事項は別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 前項の専決事項であっても、その内容が重要であると認められるときは、委員長の決裁を受けなければならない。
- 3 決裁権者は、必要があると認めるときは、その専決した事項を遅滞なく委員長に報告しなければならない。

（代決）

第7条 委員長が不在のときは、事務局長がその事務を代決することができる。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決することができる。
- 3 事務局次長が不在のときは、主幹がその事務を代決することができる。

（代決事項の後閲）

第8条 前条の規定により代決した者は、代決した事項のうち必要と認められるものについて、遅滞なく決裁権者の後閲に付さなければならない。

（委任）

第9条 委員長は次に掲げる事務の権限を事務局長に委任することができる。

- (1) 委員会の負担金や助成等に関する請求及び受領の手続き
- (2) その他委員長が特に必要と認めたもの

（文書）

第10条 実行委員会の発出する文書には、「阿波実」の記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書等についてはこれを省略することができる。

- 2 事務局における文書の收受、発送、処理、保存、公開その他文書の取扱いに関する事項については、徳島市の例による。

（発信者）

第11条 第9条による文書の発信者は、委員長名を用いるものとする。ただし、軽易な文書等については、必要に応じ、事務局長名を用いることができる。

（準用）

第12条 第10条及び前条に定めるもののほか、文書の取り扱いに関しては、徳島市の文書管理の例による。

（公印）

第13条 実行委員会の公印は、委員長印及び事務局長印とし、その名称、用途、ひな型、形状等は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項に定める公印の保管は、主幹が行うものとする。

3 実行委員会の公印の管守、取扱い等については、徳島市の例による。

(服務)

第 14 条 職員の服務については、徳島市の職員の例による。

(旅費)

第 15 条 職員の旅費の額及びその支給方法は、徳島市の職員の例による。

(費用弁償)

第 16 条 実行委員会の委員等が会務のために旅行したときは、その旅行費用を弁償することができる。

2 前項の規定により弁償する費用の額及びその支給方法は、徳島市の例による。ただし、日当については支給しない。

(事業計画案の作成)

第 17 条 事務局長は、委員長の命を受け、事業計画案を作成しなければならない。

(予算案の作成)

第 18 条 事務局長は、前条の事業計画案に基づき、予算の原案を作成し、委員長に提出しなければならない。

(会計事務の委任)

第 19 条 出納その他、会計事務に関する権限は、事務局次長に委任する。

(金融機関の指定)

第 20 条 現金の出納は、委員長が指定する金融機関を通して行うものとする。

(決算)

第 21 条 事務局長は、毎会計年度、出納に関する事務を完了したときは、速やかに決算をし、証拠書類を添付して委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の規定による決算関係書類の提出を受けたときは、監事の監査を受けなければならない。

(準用)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項については、徳島市の例による。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。

## 別表第1（第6条関係）

### 1 事務局長の専決事項

- (1) 事務局の組織に関すること。
- (2) 事務局次長の服務に関すること。
- (3) 事務局次長の旅行命令に関すること。
- (4) 実行委員会会議開催に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円以上の寄附金の収入に関すること。
- (6) 1件の金額が100万円以上500万円未満の支出に関すること。
- (7) 前各号に準じること。

### 2 事務局次長の専決事項

- (1) 主幹及び事務局員の服務に関すること。
- (2) 主幹及び事務局員の旅行命令に関すること。
- (3) 予算の編成及び決算の報告事務に関すること。
- (4) 1件の金額が100万円未満の寄附金の収入に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円未満の支出に関すること。
- (6) 前各号に準じること。

別表第2（第13条関係）

名称	用途	ひな型	形状	寸法	書体	個数
委員長印	委員長 名をも つて発 する文 書用	阿波おどり 実行委員会 委員長之印	正方形	28mm	てん書	1
事務局長印	事務局 長名を もつて 発する 文書用	阿波おどり 実行委員会 事務局長之印	正方形	24mm	てん書	1



## 阿波おどり事業検証結果についての提言内容と対応方針（案）

項目	概要	対応方針（案）
1 収支について	今年度の阿波おどり事業が赤字となつたのは、チケット販売率の低迷が主たる原因である。 チケット販売の改善のほか、安定的な収支構造への転換や、みんなで支え合う仕組みづくりが必要である。	阿波おどりに関係するすべての方と協力しながら盛況な阿波おどりを開催する。
2 開催概要関係		
(1) 開催日程	将来的には、土・日曜日を含む曜日固定に変更してもよい。	将来的な課題とする。
(2) 演出方法等	<p>ア 前夜祭・選抜阿波おどり</p> <p>イ 有料・無料演舞場等</p>	<p>これまでどおり開催しても良いが、常に来場者に喜んでもらえる演出方法を検討するとともに、発信していくことが重要である。 インターネットなどを活用したアンケートを実施し、演出に関するニーズを、主催者どおり連で共有する仕組みが必要である。</p> <p>ウ 前夜祭を開催するためには、阿波おどり振興協会を含めた演出方法を検討する必要がある。</p> <p>エ 実施場所、規模等はこれまで通り開設する。</p> <p>オ 魅力向上策として、体験型阿波おどりの導入や開催時間を30分早める。</p> <p>カ 市役所前演舞場の魅力向上策として、「総おどり」を組み合わせることや、21時以降無料開放する。</p> <p>シ 22時以降有名連ばかりが踊る演出は引き続き実施する。</p> <p>エ 日ごとに有料演舞場の場所を変えて実施する方法や、市役所前演舞場で実施する方法が考えられるが、阿波おどり振興協会の意見を踏まえ、踊り手と見物客にとつてより良い実施方法を選択する。</p> <p>ア 「総おどり」</p> <p>ア 阿波おどり振興協会との関係</p>
3 阿波おどり振興協会との関係		阿波おどりを安全かつ盛況に開催するためには、すべてのおどり団体の協力が必要であり、できる限り早期に阿波おどり振興協会と協議の場を設ける必要がある。

項目	概要	今後の方針（案）
4 運営体制等について		
(1) 評価機関の常設	ア 事業を評価し、阿波おどりをより良くしていくため、外部の視点で客観的に評価できる機関を常設する必要がある。	31年度には評価機関を設置する。
(2) 行政（市）の関わり	ア 阿波おどりは、地域の伝統文化、祭りであり、さらに、興行性の高い一面があることから、市が中心的に関与することは避けるべき。 イ 他の祭りを参考に、NPOや商工団体が中心になるべき。 ウ 公益性の高いにわか連やシャトルバスに対する支援は行政本来の役割であり継続する。	委員長を交代し、市が中心となり運営体制とする。
(3) 民間委託による阿波おどり事業の実施		
① 民間委託導入の必要性	ア 阿波おどり事業が赤字になった場合に税金で補てんするような仕組みは避けるべき。 イ 民間のアイデアやノウハウを活用することで、阿波おどり事業を健全かつ持続的に実施するとともに、収支の責任を明確にするため、民間委託を導入する必要がある。	31年度から民間委託を導入する。
② 民間委託の導入方法	ア 事業期間を3年～5年とし、コンペ方式で決定する。 イ 収益の一部を基金に積み立てる仕組みを構築することで、計画的な棧敷改修や、市民への還元を図る。	事業期間は5年とする。 納付金制度を導入する。
③ 導入にあたっての課題	ア 実行委員会が事業をコントロールするため、事業者に対して、資料を求めた場合の迅速な対応や、速やかな決算状況の報告義務を課す。 イ 地域の伝統文化である阿波おどりを地域のものとして継承していくため、実行委員会と事業者による定期的な協議の場を設け、運営協議会の参加も考える。	提言内容を踏まえた仕様書を作成する。

項目	概要	今後の方針（案）
(4) 運営体制の課題	ア 民間委託導入までの間も、阿波おどり事業の赤字を税金で補てんするような事態を避けるべき。 イ 赤字を出さない阿波おどりの仕組みが構築できれば現在の運営体制を継続しても良いが、市に替わる事業の扱い手は引き続き検討すべき。	31 年度から民間委託を導入するとともに、委員長を交代し、市が中心とならない運営体制とする。
5 チケット関係		
(1) チケット料金		
① 前夜祭・選抜阿波おどり	ア 現在の有料演舞場と同程度の料金設定が適正なのかを検討することは可能である。	料金改定（案）は、表1、表2のとおり
② 有料演舞場	ア 市役所前演舞場をプレミアム化する場合は、料金改定が可能と考える。	
③ 料金改定にあたって	ア 料金改定にあたっては、それに見合う価値の付加やリピーター確保のため演出方法の違いを情報発信することが必要となる。	ホームページなどを活用した情報発信を行う。
(2) チケット販売方法	ア 発券機等を使い慣れていない方のために、対面販売も必要である。	一定の期間だけ対面販売を導入する。
6 出演料の廃止と参加費の創設		
(1) 自分たちで支えるといふ意識改革	ア 地域の貴重な伝統文化である阿波おどりを継承していくためには参加者自身が自分たちで阿波おどりを支えていくとする意識改革が必要である。	有名連への出演料は実費相当に変更し、おどり連から参加費をいただく。
(2) 参加費の例	イ 全国の祭りを参考に、有名連への出演料は廃止し、おどり連からは参加費をいただくこととする。	参加費（案）は、表3のとおり
(3) 出演料廃止の際の留意点	ア 参加費はあまり負担感のない水準にし、みんなで支えているという意識付けを行う。	新たな参加料（案）は、表4のとおり。にわか連の運営支援に対する助成額（案）は表5のとおり

項目	概要	今後の方針（案）
(4) 多様な財源の確保		
① 多様な財源の確保	ア 広く協賛金を募ることでより安定的に運営することが可能となる。	民間委託の際の仕様書で提案事業として規定する。
② 体験型阿波おどりの拡充	ア 見る観光から体験する観光へ移行しており、にわか連参加者に記念品を提供することで参加意識を増加させるとともに、料金改定が可能となる。	民間委託の際の仕様書で提案事業として規定する。
7 その他		
(1) 阿波おどりの名称	ア 県外でPRを行う場合は名称に「とくしま」を加えることでより認知度が高まることがあることから、名称を使い分けても良い。	県外でのPRの仕方を検討する。
(2) 演舞場張り付け方法	ア 学生連などの中にはすばらしき踊りができるところもあるので、導入に向けて具体的な張り付け基準を検討する。	
(3) 人出の推計方法	ア 人材育成の面からも有料演舞場で優先的に踊れるよう検討する。	
(4) 契約のあり方	ア 全国の祭りの状況や経費負担の観点から、例年どおりの推計方法もやむを得ないが、客観的な数値の測定による推計方法を引き続き今後の研究課題とする。	客観的な数値の測定による推計方法を今後の研究課題とする。
(5) 利用者負担の適正化	ア 今後においても、随意契約を行うとともに、経費のかからない範囲で順次入札業務を拡大する努力を行う。	法で認められた理由に照らし合わせながら契約を行う。
(6) 積極的な広報	ア 無料演舞場、シャトルバス、臨時駐車場は公益性があるものの、漫然と赤字で良いのではなく、利用者負担について検討の余地がある。	シャトルバスの料金（案）は表6、臨時駐車場の駐車料金（案）は表7のとおり
	ア 県内外への積極的な広報を行ない、イメージアップや集客効果の拡大に努めることが必要である。	民間委託の際の仕様書で提案事業として規定する。

**【阿波おどり事業検証有識者会議の意見】**

阿波おどりは、徳島の重要な観光資源であり、市民の生活の一部となっている伝統文化であることを、参加するすべての方々が再認識し、みんなで支え合っていくことが基本と考えている。

有識者会議では、こうしたことを踏まえ、未来にわたって阿波おどりが持続的・安定のかつ発展的に実施できるよう、今回の提言書を取りまとめた。

阿波おどり実行委員会は、今後も阿波おどりを盛況かつ未来にわたってしっかりと継承できるよう、この提言書を十分に尊重し取り組んでいただくことを強く要望する。

表1 チケット料金（前夜祭・選抜阿波おどり）(案)

全国の祭りの状況、有料演舞場のチケット料金との比較から料金改定を行うもの。  
より大勢の方に楽しんだけるよう、自由席の改定額を抑えるもの。

席名		前売り料金	当日料金
前夜祭 1公演 80分	特別指定席	3,600円 (2,600円)	3,800円 (2,800円)
	指定席	3,000円 (2,200円)	3,200円 (2,400円)
	自由席	1,800円 (1,600円)	2,000円 (1,800円)
選抜阿波おどり 1公演 70分	指定席	2,800円 (2,000円)	3,000円 (2,200円)
	自由席	1,600円 (1,400円)	1,800円 (1,600円)
	( )書きは、改定前料金		

注) ( )書きは、改定前料金

表2 チケット料金（市役所前演舞場・2部のみ）(案)

市役所前演舞場の2部は有名連ばかりが踊るプレミアム演舞場として、この部分のみ料金改定を行う。  
より大勢の方に楽しんだけるよう、自由席の改定額を抑えるもの。

席名		前売り料金	当日料金
S席 A席	指定席	2,600円 (2,000円)	2,800円 (2,200円)
	指定席	2,300円 (1,800円)	2,500円 (2,000円)
	指定席	2,000円 (1,600円)	2,200円 (1,800円)
B席 C席	自由席	1,000円 (-800円)	1,200円 (1,000円)
	( )書きは、市役所前演舞場の2部の改定前料金		
	( )書きは、市役所前演舞場の2部の改定前料金		

表3 おどり連に対する参加費（案）

有名連は、実行委員会が張り付けを行うことから無料とした。他の有料となる連は、応益負担の原則から、1日単位の単価設定とした。

	企業連	一般連	大学連	有名連・ 障害者団体等
参加費（案）	1日2万円	1日1万円	1日5千円	無料

注1) 「企業連」とは、自社の企業名をおどり連の名前に使用している連のこと。

注2) 「大学連」とは、大学名をおどり連の名前に使用している連のこと。

注3) 障害者団体等の等とは、高校生以下のこども連、ボランティアの連のこと。

注4) 「一般連」とは、注1～3以外の連のこと。

#### 【参考：有識者会議からの提言内容】

	場所・時間指定を 希望する企業連	他の企業連・ 一般連・有名連	大学生連	障害者団体等
提言内容	10万円	5万円	1万円	無料

注1) 「障害者団体等」の等とは、高校生以下のこども連、ボランティアの連のこと。

注2) 「場所・時間指定を希望する企業連」とは、演舞場に張り付けを行う際に、自らが踊る演舞場名や踊る時間の指定を希望する企業連のこと。  
「その他の企業連」とは、自らが踊る場所や時間の指定を希望しない企業連のこと。

表4 有名連に対する新たな出演料（案）  
有名連に対する出演料は、弁当代と駐車場代を実費相当分として支出する。

- (1) 駐車場代
- ① 前夜祭（アステイとくしま）は、これまでどおり練習日を含め実行委員会が直接アステイとくしまに支払う。
  - ② 選抜阿波おどり（あわぎんホール）は、新たに駐車場代相当（練習2時間+当日）を実行委員会が負担する。
- (2) 弁当代相当
- ① 前夜祭：練習日（各連3回）と当日の弁当代相当を実行委員会が負担する。
  - ② 選抜阿波おどり：練習日（各連1回）と2回以上出演する連の弁当代相当を実行委員会が負担する。

【実費相当額の試算と出演料（案）】

演舞場	30年度等 単価	弁当代相当 ア なし	31年度		実費相当額 ア+イ	出演料（案）
			駐車代相当 イ	1協会980千円 350人で想定 50%		
前夜祭	1回2万円～1万円 ～29年度協会2,000千円 1人5,000円～5,700円	1人2,800円 (700円×4回) 56%～49%		1協会980千円 350人で想定 50%	0 なし	0 なし
選抜阿波おどり						
1回出演の場合	92,000円 149,000円 241,000円	35,000円 (700円×50人) 70,000円 (700円×50人×2回) 70,000円 (700円×50人×2回)	18,000円 (300円×20台×3時間) 30,000円 (300円×20台×5時間) 48,000円 (300円×20台×8時間)	(8連) 53,000円 (8連) 100,000円 (16連) 118,000円	(8連) 53,000円 (8連) 100,000円 (16連) 118,000円	61% 67% 50%

表5 にわか連の運営支援に対する助成額（案）  
1割アップする。

助成額	
金額	20万円 (18万円)

注) ( )書きは、改定前助成額

表6 シャトルバスの交通整理料（案）  
市内のバス料金を参考に、利用者負担の適正化を図るため、1回200円とする。

交通整理料	
金額	200円 (100円)

注) ( )書きは、改定前交通整理料

【参考：平成30年度シャトルバス事業収支】

	収入				支出 イ 計ア ーイ	収支 アーティ
	料金収入	市補助金	県補助金	計ア		
金額	3,365	7,549	3,320	14,234	28,498	△14,264
改定後収支見込み	6,730	7,549	3,320	17,599	28,498	△10,899

(単位 千円)

表7 臨時駐車場の駐車料金（案）  
利用者負担の適正化を図るため、1回1,500円とする。

金額	駐車料金
1,500円	(1,200円)

注) ( )書きは、改定前駐車料金

【参考：平成30年度臨時駐車場事業収支】

	(単位 千円)		
	駐車料金 ア イ	支出 イ	収支 ア-イ
金額	4,605	7,869	△3,264
改定後収支見込み	5,756	7,869	△2,113